

リース特別控除取戻税額に関する明細書

事業年度	・	・	法人名	
年	・	・		

別表六(三十) 令八・四・一以後終了事業年度分

旧租税特別措置法適用条項		1				
供用廃止設備の明細	資産の種類	資産の名称	2			
		賃借年月日	3			
		リース契約期間の月数	4	昭平 . .	昭平 . .	昭平 . .
		事業の用に供した年月日	5	月	月	月
	区分	事業の用に供しなくなった年月日	6	昭平 . .	昭平 . .	昭平 . .
		事業の用に供した月数	7
		事業の用に供した月数 (7)-(6)	8	月	月	月
		リース費用の総額	9	円	円	円
控相除当	基準リース料 (9) × $\frac{\quad}{100}$	10				
税額	税額控除限度額相当額 (10) × $\frac{\quad}{100}$	11				
供用廃止設備のリース税額控除実施額の計算	供用年度の実施額の計算	供用年度のリース特別控除額 (別表六(三十一)「6」の供用年度分)	12			
		<small>(12) 供用年度におけるリース特別控除額相当額の計算</small> <small>(13) 供用年度後のリース特別控除額相当額の計算</small>	<small>(12) 供用年度におけるリース特別控除額相当額の計算</small> の計	13		
			① 又は (① + ②)	14	/	(17)の① (17)の①+②
			(13) + (14)	15	/	
	供用廃止設備のリース特別控除額相当額 (12)-(15) (マイナスの場合は0)	16				
	供用年度のリース税額控除実施額 ((11)と(16)のうち少ない金額)	17	①	②		
	供用年度後のリース税額控除実施額の計算	供用年度後のリース税額控除実施額の計算	供用年度後における繰越税額控除限度超過額の控除実施額の合計額 (別表六(三十一)「7」の合計)	18		
			供用年度の取得に係る繰越税額控除限度超過額 (別表六(三十一)「9」の供用年度分)	19		
			(18)のうち供用年度前の繰越税額控除限度超過額の控除実施額	20		
			<small>(18)のうち供用年度後の繰越税額控除限度超過額の控除実施額</small> <small>(19)のうち供用年度後の繰越税額控除限度超過額の控除実施額</small>	21		
		③ 又は (③ + ④)	22	/	(27)の③ (27)の③+④	
		(21) + (22)	23	/		
		(18)のうち連結納税の承認を取り消された日前5年以内に開始した各連結事業年度における繰越税額控除限度超過額の控除実施額	24			
		供用廃止設備の繰越税額控除限度超過額控除実施相当額 (18)-(19)-(20)-(23)-(24) (マイナスの場合は0)	25			
	(11)-(17)	26				
	供用年度後のリース税額控除実施額 ((25)と(26)のうち少ない金額)	27	③	④		
供用廃止設備のリース税額控除実施額 (17) + (27)	28					
リース税額控除の計算	(11)と(28)のうち少ない金額	29				
	リース特別控除取戻税額 (29) × $\frac{(5)-(8)}{(5)}$	30				
	リース特別控除取戻税額の合計額	31	/	(30)の計		
供用廃止設備の供用年度に事業の用に供した他の供用廃止設備で既にリース特別控除の取戻しの適用を受けた供用廃止設備の明細						
資産の名称	32				計	
事業の用に供した年月日	33	昭平 . .	昭平 . .	昭平 . .	/	
事業の用に供しなくなった年月日	34	/	
リース費用の総額	35	円	円	円	円	
供用年度のリース税額控除実施額	36					
供用年度後のリース税額控除実施額	37					
リース税額控除実施額 (36) + (37)	38					